

一般職の任期付職員採用制度の実施

1 一般職の任期付職員採用制度の概要

従前、一般職の地方公務員については、任用期間を限定して職員を任用することは適当でないと言われていたが、行政の高度化・多様化・国際化等が進む中、公務部内では得られにくい高度な専門性を備えた民間の人材を活用する必要性等から一般職の任期付職員の制度が導入された。

西東京市では、「西東京市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」が平成 28 年第 1 回定例会で成立し、同年 4 月 1 日から施行している。

2 平成 28 年度に採用を予定している任期付職員

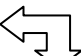
- ・ 弁護士資格を有する法務専門職（特定任期付職員） 1 名
- ・ 建築基準適合判定資格を有する建築主事経験職（一般任期付職員） 1 名

3 任期付職員採用の職務内容

- ・ 弁護士資格を有する法務専門職
 - ①職員からの法律相談に関すること
 - ②職員の法務能力向上に向けた研修の実施に関すること
 - ③訴訟・行政不服審査等への対応に関すること
 - ④市への不当要求行為等の解決・トラブル防止に関すること
 - ⑤条例・規則等の制定・改廃における支援に関すること
 - ⑥その他債権管理など、弁護士としての知識と経験が生かされる業務に関すること
- ・ 建築基準適合判定資格を有する建築主事経験職
 - ①建築確認申請等の審査
 - ②建築物等の検査
 - ③建築基準法に基づく許可・認定
 - ④建築に係る相談・指導
 - ⑤職員の育成・指導
 - ⑥建築基準行政事務の移管準備業務
 - ⑦その他建築基準行政事務全般に関わる助言等

4 採用予定日

- ・ 弁護士資格を有する法務専門職
10月1日
- ・ 建築基準適合判定資格を有する建築主事経験職
7月1日

資料 11 のポイント 

- 多様化・高度化する行政ニーズに対応するため、新たに一般職の任期付職員の採用を行い、行政の専門性を一層高めるとともに、第2次基本計画等に資するよう職員の育成及び計画的な確保を図る